法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益又は当期純剰余の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。）に相当する会計処理を適用することにより第九条に規定する組替え及び第十条（第六号を除く。第三項において同じ。）に規定する評価替えから生じる繰延税金資産の額及び繰延税金負債の額を繰延税金資産の額及び繰延税金負債の額の別に分けて算出し、当該繰延税金資産の額及び経済価値評価への調整から生じる繰延税金資産の額の上限のうちいずれか小さい額と当該繰延税金負債の額とを相殺したものをそれぞれ経済価値評価への調整から生じる繰延税金資産の額及び繰延税金負債の額とする。

二　連結ベースの計算においては、前号に規定する相殺により経済価値評価への調整から生じる繰延税金資産の額が０かつ繰延税金負債の額が０を上回る場合であって、直接相殺可能な額が０を上回るときは、前号の規定にかかわらず、経済価値評価への調整から生じる繰延税金資産の額及び繰延税金負債の額は次のイ及びロに定める方法により算出するものとする。

イ　経済価値評価への調整から生じる繰延税金資産の額は、次の算式により算出される額とする。

$$-\min(\text{直接相殺前DTL}, \text{直接相殺可能な額})$$

直接相殺前DTLは、前号の繰延税金負債の額（ロにおいて同じ。）

直接相殺可能な額は、第四項に定める直接相殺可能な額（ロにおいて同じ。）

ロ　経済価値評価への調整から生じる繰延税金負債の額は、次の算式により算出される額とする。

$$\text{直接相殺前DTL} - \min(\text{直接相殺前DTL}, \text{直接相殺可能な額})$$

2　前項において、実効税率は、単体ベースの計算に当たっては、法定実効税率（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条の十二第一項第二号に規定する法定実効税率をいう。以下この項及び第百五十六条第一号において同じ。）とし、連結ベースの計算に当たっては、保険事業に分類される保険会社等の法定実効税率を直近三事業年度（中間期末にあっては、前事業年度末時点の直近三事業年度をいう。）の税引前純利益金額で加重平均したものとする。ただし、税引前純損失金額が計上されている年度は、当該年度の税引前純利益金額は０として計算するものとする。

3　第一項第一号の経済価値評価への調整から生じる繰延税金資産の額の上限は、次の算式により算出する。

$$a + \max(0, b - c - d)$$

aは、第一項の規定に従い算出した第九条に規定する組替え及び第十条に規定する評価替えから生じる繰延税金負債の額

bは、貸借対照表等上の保険事業に係る繰延税金負債の額

cは、第四十条第一号イ及びロに掲げる繰延税金負債の額（保険事業に係るものに限る。）

dは、貸借対照表等上の保険事業に係る繰延税金資産の額

4　第一項第二号の直接相殺可能な額は、次の算式により算出する。ただし、貸借対照表等上の保険事業に係る繰延税金資産の額を限度とする。

$$\sum_{i} \min(\text{iの貸借対照表等上のDTA}, \text{iの規制上の準備金に係るDTA})$$

iは、保険事業に分類される保険会社等

iの貸借対照表等上のDTAは、iの貸借対照表における繰延税金資産の額

iの規制上の準備金に係るDTAは、規制上の準備金に係る繰延税金資産の取崩額のうち、iに係るものの額

第四章　適格資本

第一節　総則

（適格資本の額）

第三十六条　適格資本の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一　Tier１適格資本の額

二　Tier２適格資本の額

第二節　Tier１適格資本

第一款　総則

（Tier１適格資本の額）

第三十七条　前条第一号に掲げるTier１適格資本の額は、次の各号に掲げる額の合計額から、第四款に定めるTier１適格資本の調整の額を控除した額とする。

一　Tier１資本調達手段の額（経済価値ベースのバランスシートに計上されている資本調達手段にあっては、資本調達手段の発行により増加した資本金の額又は負債性資本調達手段の貸借対照表等計上額に限る。）

二　資本調達手段以外のTier１適格資本の額

第二款　Tier１資本調達手段

（Tier１資本調達手段の額）

第三十八条　前条第一号に掲げるTier１資本調達手段の額は、保険会社等が発行した資本調達手段に係る次の各号に掲げる額の合計額とする。

一　算入制限のないTier１資本調達手段の額

二　算入制限のあるTier１資本調達手段の額